

介護予防・日常生活支援総合事業第1号訪問事業 重要事項説明書

(令和 年 月 日現在)

1. 事業の目的

社会福祉法人八頭町社会福祉協議会船岡支所が実施する指定訪問介護事業所（以下「事業所」という。）において実施する八頭町介護予防・日常生活支援総合事業第1号訪問事業（以下「訪問介護相当サービス」という。）の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営に関する事項を定め、事業の円滑な運営管理を図るとともに、要介護状態の利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な訪問介護相当サービスの提供を確保することを目的とします。

2. 運営方針

- ① 利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう身体介護その他の生活全般にわたる援助を行います。
- ② 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めます。
- ③ 利用者の心身の状況の改善又は悪化の防止に資するよう、援助の目標を設定し、計画的に実施します。
- ④ 市町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター、他の居宅サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する事業所との連携に努めます。
- ⑤ 訪問介護相当サービスの提供の終了に際しては、利用者及びその家族に対して適切な助言・指導を行うとともに、居宅介護支援事業者、または地域包括支援センターへ情報の提供を行います。
- ⑥ 上記方針のほか、都道府県及び市町村の定める条例の内容を遵守し、事業を実施します。

3. 当事業所が提供するサービスについての相談窓口

電 話 : 0858-73-0672

受付時間 : 8:30~17:30 (月曜日~土曜日)

担当者 : 訪 問 介 護 員

*ご不明な点は、なんでもお尋ね下さい。

4. 訪問介護事業所の概要

(1) 居宅介護支援事業者の指定番号及びサービス提供地域

事業所名	社会福祉法人 八頭町社会福祉協議会 船岡支所
所在地	鳥取県八頭郡八頭町船岡殿159番地
指定年月日	平成29年4月1日 (介護保険事業所番号3171200359)
サービスを提供する地域	八頭町

*上記の地域以外の方でもご希望の方はご相談ください。

(2) 事業所の職員体制 (別表 1)

	常 勤	非常勤	資 格	業 務 内 容
管理者	1 名			
サービス提供責任者	1 名以上		介護福祉士	
訪問介護員	2. 5 名以上		介護福祉士 実務者研修修了者 介護職員初任者研修課程修了者	

(3) 事業所の営業日及びサービス提供時間

- ① 営 業 日 月曜日から土曜日 (祝日を含む)
- ② 休 業 日 日曜日及び年末年始 (12月30日～1月3日)
- ③ サービス提供時間 午前5時から午後10時までとします。
- ④ その他 電話等で特に希望があれば日曜日及び年末年始も稼働します。

5. 提供するサービスの内容と利用料

(1) 当事業所では、ご契約者のご家庭に訪問し、サービスを提供します。

(サービスの内容)

① 身体介護

- 入浴介助 入浴の介助又は、入浴が困難な方は体を拭く (清拭) などします。
- 排せつ介助 排せつの介助、おむつ交換を行います。
- 食事介助 食事の介助を行います。
- 体位変換 体位の変換を行います。
- 通院介助 通院の介助を行います。

②生活援助

- 調 理 利用者の食事の用意を行います。(ご家族分の調理は行いません。)
- 洗 濯 利用者の衣類等の洗濯を行います。(ご家族分の洗濯は行いません。)
- 掃 除 利用者の居室の掃除を行います。(ご利用者の居室以外の居室、庭等の敷地の掃除は行いません。)
- 買い物 利用者の日常生活に必要な物品の買い物をを行います。(預金・貯金の引き出しや預け入れは行いません。)

(サービスの実施頻度)

介護予防サービス計画又は介護予防マネジメントにおいて、位置づけられ、1週間あたりのサービス提供頻度が示されます。これを踏まえ、個別のサービス計画において具体的な実施日や実施内容等を定めます。

(サービス利用料金)

(1) 基本料金

サービスを利用した場合の基本料金は (別表 2) のとおりです。お支払いいただく「利用者負担額」は、原則として「介護保険負担割合証」に記載のとおり割合の金額となります。

☆基本利用料は、介護予防訪問介護の金額に相当する額であり、金額が改訂された場

合は、基本料金も自動的に改訂されます。なおその場合は、新しい基本利用料を書面でお知らせします。

(2) 交通費

当事業所のサービスを提供する方は無料です。

(3) 利用料金のお支払い方法

前記(1)、(2)の料金・費用は、1か月ごとに計算し、毎月15日までに前月分の利用料の請求を致しますので、毎月20日までにお支払いください。お支払いは原則として、口座引き落としの利用をお願いします。ただし、口座引き落としによる支払いが困難な場合は相談に応じます。なお、口座引き落としの手数料は事業所負担と致します。

6. サービスの利用に関する留意事項

(1) サービス提供を行う訪問介護員

サービス提供時に、担当の訪問介護員を決定します。

ただし、実際のサービス提供にあたっては、複数の訪問介護員が交替してサービスを提供します。

(2) 訪問介護員の交替

① ご契約者からの交替の申し出

選任された訪問介護員の交替を希望する場合には、当該訪問介護員が業務上不適当と認められる事情その他交替を希望する理由を明らかにして、事業者に対して訪問介護員の交替を申し出ることができます。ただし、ご契約者から特定の訪問介護員の指名はできません。

② 事業者からの訪問介護員の交替

事業者の都合により、訪問介護員を交替することがあります。

訪問介護員を交替する場合は契約者及びその家族等に対してサービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮するものとします。

(3) サービス実施時の留意事項

① 定められた業務以外の禁止

契約者は「3. 提供するサービスの内容と利用料」で定められたサービス以外の業務を事業者に依頼することはできません。

② 備品等の使用

サービス実施のために必要な備品等（水道・ガス・電気を含む）は無償で使用させていただきます。訪問介護員が事業所に連絡する場合の電話等も使用させていただくことがあります。

(4) 訪問介護員の禁止行為

訪問介護員は、ご契約者に対するサービスの提供にあたって、次に該当する行為は行いません。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">① 医療行為② ご契約者もしくはその家族等からの金銭又は高価な物品の授受③ ご契約者の家族等に対するサービスの提供④ 飲酒及びご契約者もしくはその家族等の同意なしに行う喫煙⑤ ご契約者もしくはその家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動⑥ その他契約者もしくはその家族等に行う迷惑行為 |
|--|

(5) その他の留意事項

○ 利用者が自宅以外の場所にいる時間帯に訪問介護員が利用者の居宅を訪問してサービスを実施することはできません。

○ 利用者やそのご家族などが当事業所のサービス従業者に対して本契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合や下記のような行為がみられハラスメントに該当するとみなされる

場合、即座にサービスを中止させていただくとともに利用者の担当介護支援専門員等へ状況を報告させていただく場合があります。

- ・暴力又は乱暴な言動、無理な要求
物を投げつける、刃物を向ける、服を引きちぎる、怒鳴る、奇声・大声を発する、対象範囲外のサービスの強要など
- ・セクシュアルハラスメント
従業者の体を触る、手を握る、腕を引っ張り抱きしめる、ヌード写真を見せる、性的な話や卑猥な言動をするなど
- ・その他
従業者の自宅の住所や電話番号を聞く、ストーカー行為など

7. 緊急時の対応方法

サービスの提供中に容態の変化等があった場合は、事前の打ち合わせにより、主治医・救急隊・親族・居宅介護支援事業者等へ連絡いたします。

主治医	医療機関	
	主治医	
	連絡先	(☎)
ご家族	氏名	(続柄)
	連絡先	(☎)
ご家族	氏名	(続柄)
	連絡先	(☎)

8. 事故発生時の対応

サービスの実施に伴い、事故が発生した場合には速やかに事業所、利用者の家族等に連絡するとともに、必要な措置を講じます。

9. 非常災害対策

非常災害対策に備えて、消防計画、風水害、地震等に対処する計画を作成し、防災管理者又は火気・消防等についての責任を定め、年1回定期的に避難・救出・その他必要な訓練を行います。

10. 秘密保持・個人情報の保護

- ① 従業員は、正当な理由なくその業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしません。
- ② 従業員でなくなった後においても、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしません。
- ③ 事業所が得た利用者及びその家族の個人情報について、介護サービス提供以外の目的では原則的に使用いたしません。業務の必要性に応じた外部への情報提供については、利用者又はその家族の同意を得て行うものとします。

1 1. 虐待防止対策

事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- ① 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図ります。
- ② 虐待防止のための指針を整備します。
- ③ 従業者に対し、虐待防止のための研修を定期的実施します。
- ④ 虐待防止に関する担当者を選定します。

担当者： 通所介護係長

1 2. 身体拘束の禁止について

- ① 事業者は、サービスの提供に当たり、利用者または他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行いません。
- ② 事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録します。
- ③ 事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じます。
 - (ア) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ります。
 - (イ) 身体拘束等の適正化のための指針を整備します。
 - (ウ) 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的開催します。

1 3. 衛生管理等

事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- ① 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討するための委員会を開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ります。
- ② 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備します。
- ③ 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的に行います。

1 4. 業務継続計画の策定等

- ① 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定通所介護の提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務最優を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い、必要な措置を講じます。
- ② 事業者は従業者に対し、業務継続計画について説明、周知するとともに必要な研修及び訓練を定期的実施します。
- ③ 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

15. 福祉サービス第三者評価の実施状況

①当事業所相談・苦情担当

担当者：訪問介護係長
 電話：0858-73-0672
 受付時間：8:30～17:30（月曜日～土曜日）

②その他

当該以外に、行英機関等の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

八頭町役場 郡家保健センター	所在地 電話番号 FAX	八頭郡八頭町宮谷254番地1 0858-72-3566 0858-72-3565
鳥取県 国民健康保険団体連合会	所在地 電話番号 FAX	鳥取市立川町6丁目176 0857-20-3681 0857-29-6115
鳥取県社会福祉協議会	所在地 電話番号 FAX	鳥取市伏野1729-5 0857-59-6335 0857-59-6345

16. 福祉サービス第三者評価の実施状況

実施の有無	なし	直近の実施年月日	なし
評価機関の名称		評価結果の開示状況	

17. 当法人の概要

所在地 鳥取県八頭郡八頭町宮谷254番地1
 名称・法人種別 社会福祉法人 八頭町社会福祉協議会
 代表者役職・氏名 会長 小谷知載

(支所名)

- 本所 鳥取県八頭郡八頭町宮谷254番地1
- 船岡支所 鳥取県八頭郡八頭町船岡殿159番地
- 八東支所 鳥取県八頭郡八頭町東593番地1

(事業)

- (1) 訪問介護事業
- (2) 通所介護事業
- (3) 居宅介護支援事業
- (4) 介護予防・日常生活支援総合事業第1号訪問事業
- (5) 介護予防・日常生活支援総合事業第1号通所事業
- (6) 障害福祉サービス（居宅介護・重度訪問介護）事業
- (7) その他これに付随する事業

事業所の職員体制（別表1）

	常勤	非常勤	資格	業務内容
管理者	1名			
サービス提供責任者	2名		介護福祉士	訪問介護の利用申込みに係る調整、指導、介護計画作成等
訪問介護員		4名	介護福祉士	訪問介護の提供
		1名	介護職員実務者研修修了者	〃
		3名	介護職員初任者研修修了者	〃

(別表2)

<サービス利用料金>

		基本料金	要支援1・事業対象者			要支援2・事業対象者		
			利用者負担額			利用者負担額		
			(1割)	(2割)	(3割)	(1割)	(2割)	(3割)
1 週あたりの回数を定める場合	週1回程度	11,760 円/月	1,176 円/月	2,352 円/月	3,528 円/月	1,176 円/月	2,352 円/月	3,528 円/月
	週2回程度	23,490 円/月	2,349 円/月	4,698 円/月	7,047 円/月	2,349 円/月	4,698 円/月	7,047 円/月
	週3回程度	37,270 円/月				3,727 円/月	7,454 円/月	11,181 円/月
1 月あたりの回数を定める場合	標準的内容のサービス	2,870 円/回	287 円/回	574 円/回	861 円/回	287 円/回	574 円/回	861 円/回
	生活援助中心で所要時間20～45分の援助	1,790 円/回	179 円/回	358 円/回	537 円/回	179 円/回	358 円/回	537 円/回
	生活援助中心で所要時間45分以上	2,200 円/回	220 円/回	440 円/回	660 円/回	220 円/回	440 円/回	660 円/回
	短時間の身体介護	1,630 円/回	163 円/回	326 円/回	489 円/回	163 円/回	326 円/回	489 円/回
		基本料金	利用者負担額 (要支援1・要支援2・事業対象者とも)					
			(1割)	(2割)	(3割)			
初回加算		2,000 円/月	200 円	400 円	600 円	該当事業所で新規にサービス利用を受ける場合等に加算。		
口腔連携強化加算		500 円/月	電子情報処理組織を使用して届出を行った事業所の訪問介護員等が口腔の健康状態を評価し、歯科医療機関等に対して評価結果の情報提供を行った場合。					
特別地域加算		所定単位数の15%を加算	離島・山間・へき地などの地域に所在する事業所の訪問介護員等がサービスを行った場合。					
介護職員処遇改善加算(Ⅲ) ※令和6年5月31日まで		利用層単位数の5.5%を加算	介護職員の資質向上や処遇改善に取り組む事業所に対して加算。サービス利用総単位数にサービス別加算率を乗じて算定。					
介護職員処遇改善加算(Ⅳ) ※令和6年6月1日より		利用層単位数の14.5%を加算	介護職員の資質向上や処遇改善に取り組む事業所に対して加算。サービス利用総単位数にサービス別加算率を乗じて算定。					

令和 年 月 日

介護予防・日常生活支援総合事業第1号訪問事業の提供の開始に際し、本書面に基づき 重要
事項の説明を行いました。

【事業者】

住 所 鳥取県八頭郡八頭町船岡殿159番地

事業者名 社会福祉法人 八頭町社会福祉協議会 船岡支所

事業者代表 支所長 河 本 美 恵 子 印

説明者氏名 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、介護予防・日常生活総合事業
第1号訪問事業の提供開始に同意しました。

【利用者】

住 所

氏 名

【代理人又は代筆者】

住 所

氏 名

(続柄)

(代筆理由)